

病院1億円、診療所4千万円を超えるお借入れのお客様へ重要なお知らせ

令和2年9月15日

独立行政法人福祉医療機構

福祉医療貸付部長

無利子・無担保貸付額の確認のご案内

当機構の業務につきましては、平素より種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、当機構におきましては、新型コロナウイルス長期運転資金の融資条件を従来の優遇条件に加え、以下のとおり見直いたしました。

前年同月と比較して、医業収益が30%以上減少した月が1月以上ある医療機関

- 1 貸付限度額の引上げ(病院7.2億円→10億円、診療所4千万円→5千万円)
- 2 無利子枠の上限の引上げ(病院1億円→2億円、診療所4千万円→5千万円)
- 3 無担保枠の上限の引上げ(病院3億円→6億円、診療所4千万円→5千万円)

※保証人不要制度のご利用に係る0.15%は、無利子の対象となりませんのでご注意ください。

なお、医業収益が30%以上減少した場合の例は次のとおりです。

医業収益が30%以上減少に該当する例

令和1年5月の医業収益 3億円

令和2年5月の医業収益 2億円

減収1億円(33.3%の減収)

※対象となる期間は、令和2年2月から令和2年8月となります。

これにより、医業収益が30%以上減収した月が1月以上ある場合は、当初5年間の無利子貸付額の内容が変更となり、お支払いいただく利息が減額になる場合がございます。

既に借入申込をされた方で、融資申込金額が病院については1億円、診療所については4千万円を超える方につきましては、契約手続き後、改めてご連絡させていただきますので、ご確認をお願いいたします。

また、担保を差し入れてお借入れされている場合は、上記3のとおり担保内容が変更となる可能性があるほか、追加融資の選択肢もありますので、ご不明な点等につきましては以下のお問い合わせ先にご連絡くださいますようお願いいたします。

<お問合せ先・ご回答先>

独立行政法人福祉医療機構 福祉医療貸付部 事業統括課

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル9階

TEL 03-3438-0213(月曜～金曜 9:00～17:00)

FAX 03-3438-0659

[お問い合わせフォーム](#)

※現在、電話回線が混雑しており、お電話が繋がりにくい場合がございます。

お客様には大変ご迷惑をおかけしますが、FAXにてご連絡先、ご担当者をご連絡ください。折り返しご連絡させていただきます。